

ハラスメント

ハラスメントはうちに関係ない？

～中小企業のハラスメント防止策～

令和2年6月1日に「改正 労働施策総合推進法」が施行され、中小企業に対する職場のパワーハラスメント防止措置は、令和4年4月1日から義務化されました。法律が制定された背景には労使間におけるハラスメントの問題が多発している現状があり、中小企業においても事業主が必ず講じなければならない具体的な措置があります。本例会では法律で定義されている「パワハラ」「セクハラ」「マタハラ」に特化し、法律を守るだけでなく、職場環境構築に必要な知識を学び、考えられるリスクを排除し、働きやすい職場環境づくりを継続的に進めることをめざします。



【講師】

KM 社会保険労務士法人苫小牧事務所

所長 定蛇 萌 氏

＜プログラム＞

18:30 開会・開会挨拶・主旨説明

18:40

「そもそも“ハラスメント”ってなんでしょう？」

「これってハラスメント？」 事例から考える

19:15 グループディスカッション

テーマ「自社のハラスメント対策」

19:55

「自社でハラスメントを起こさないために！」

20:25 アンケート記入・これからの企画 PR

まとめ・閉会挨拶

20:40 閉会



日時

7/21(木) 18:30～20:40

会場

苫小牧市民会館 小ホール

(苫小牧市旭町3丁目2-2 無料駐車場有)

参加費

1,000円 (ZOOM参加の方は後日ご請求)

※ZOOMの方も当日キャンセルは全額いただきます

※終了後、懇親会を「銀ちゃん」で開催します。会費 4,000円

苫小牧市大町1-3-17